

# 目 次

第1章 教育の目的、目標、理念等 .....	4
《第1節 日本国憲法》 .....	4
《第2節 教育基本法》 .....	4
《第3節 学校教育法》 .....	5
《第4節 その他の国内規範》 .....	6
《第5節 国際条約等》 .....	7
第2章 教育の思想と歴史的変遷 .....	8
《第1節 諸外国の教育思想と歴史》 .....	8
《第2節 日本の教育思想と歴史》 .....	13
第3章 教育の制度 .....	19
《第1節 教育制度の基礎》 .....	19
《第2節 教育法規・教育行政の基礎》 .....	21
《第3節 諸外国の教育制度》 .....	24
第4章 教育の実践 .....	25
《第1節 教育実践の基礎理論 — 内容、方法、計画 —》 .....	25
《第2節 教育指導》 .....	29
《第3節 教育評価》 .....	32
第5章 生涯学習社会における教育の現状と課題 .....	34
《第1節 生涯学習社会と教育》 .....	34
《第2節 教育をめぐる現状と課題》 .....	36
《第3節 近年の中央教育審議会答申等》 .....	38

\* 弊社の許可なく、個人的なご利用以外の目的でこのPDF教材を印刷・複製することを禁止します。

## 【ご利用方法】

- ① まずは、ダウンロードした「問題編」と「解答編」のPDFデータをすべて印刷（プリントアウト）しましょう。印刷した後、「問題編」と「解答編」を別々にクリップなどでまとめ、並べてご覧いただける形をご利用されるとよいでしょう。

「問題編」の問題は、すべて〇×式の一問一答問題となっております。〇×を別紙に書き出すなどして、ページ単位、《節》単位など、ご自分のペースで解き、解説を読み進めていってください。

「理解できた」「押さえられた」と思った問題については、問題番号の前のチェック欄にチェックをつけていき、ひととおり解き終わった後は、チェックのない問題、チェックの少ない問題を重点的に見ていってください。何回も繰り返し問題演習をしていただいて、すべての問題に正解できるようになったときには、「教育原理」での得点力がかなりアップした状態になっていると思います。

- ② 「解答編」では、1問ごとに、A・B・Cの3段階で【重要度】を示しております。

【重要度C】でも、ここに掲載されていない知識よりは重要性が高いと考えますが、【重要度A】で間違えた問題を特にマークするなど、復習の際のメリハリづけにご利用いただきたいと思います。

- ③ 「解答編」中の「ダイジェスト版」とは、弊社販売の別教材「保育士試験科目別リベンジセット教育原理」の中の「教育に関する各種資料ダイジェスト版」のことをいうものとします。

また、「認定こども園法」とは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」のことをいうものとします。

わが国の学校制度に関する記述において、「学校」という場合は、「教育基本法」に関する記述を除き、原則として「学校教育法」第1条に定める学校（一条校）を意味し、幼保連携型認定こども園を含まないものとします。

### ＜お問い合わせ用メールアドレス＞

ふくしかくネット：fukusi-n@lilac.ocn.ne.jp

ふくしかく楽天市場店：hoiku@fukushikakunet.jp

### ＜ホームページ＞

ふくしかくネット公式HP：http://fukushikaku.com/

ふくしかく楽天市場店：http://www.rakuten.co.jp/hoikushikaku/

### ＜弊社運営ブログ＞

「新・保育士試験：社会的養護・教育原理攻略講座」：

http://ameblo.jp/fukushikaku-ks/

## 第1章 教育の目的、目標、理念等

### 《第1節 日本国憲法》

- 1 教育を受ける権利を保障する「日本国憲法」第26条の規定の背後には、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有するとの観念が存在している。
- 2 子どもに普通教育を受けさせる義務は国又は地方公共団体が負うのであり、保護者が負うものではない。
- 3 「日本国憲法」では、義務教育を無償とすることが規定されている。

### 《第2節 教育基本法》

- 1 「教育基本法」では、教育の目標として、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」と規定されている。
- 2 「教育基本法」では、国公立の学校か私立の学校かを問わず、義務教育を無償とすることが規定されている。

- 3 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる力を完成し、また、国家及び社会の形成者として必要とされる資質を完成することを目的として行われるものとする。
- 4 父母その他の保護者は、子の教育について補完的責任を有するものであって、生活のために必要な知識を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
- 5 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。
- 6 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない、法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

### 《第3節 学校教育法》

- 1 「学校教育法」が定める義務教育の年限は、6年である。
- 2 「学校教育法」では、義務教育として行われる普通教育の目標として、「学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。」と規定されている。